

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

規 則

- 規則第39号 宇治市後期高齢者医療半日人間ドック受診補助金
交付規則 ……………（年金医療課）…2
- 規則第40号 宇治市国民健康保険半日人間ドック及び脳ドック
受診補助金交付規則の一部を改正する規則
……………（国民健康保険課）…2

公 告

- 公告第14号 神明小学校ライフライン改修他建築工事に係る条
件付一般競争入札 ……………（契約課）…3
- 公告第15号 神明小学校ライフライン改修他機械工事に係る条
件付一般競争入札 ……………（契約課）…5
- 公告第16号 菟道第二小学校ライフライン改修他建築工事に係
る条件付一般競争入札 ……………（契約課）…8
- 公告第17号 菟道第二小学校ライフライン改修他機械工事に係
る条件付一般競争入札 ……………（契約課）…10
- 公告第18号 伊勢田関連面整備（大納言その2）管渠建設工事
に係る条件付一般競争入札 ……………（契約課）…12
- 公告第19号 広野町大開（その5）ほか配水管移設工事に係る
条件付一般競争入札 ……………（契約課）…14
- 公告第21号 道路の位置の指定の取消し ……（建築指導課）…17

消 防 本 部

- 公告第1号 指定催しの指定 ……………17

教 育 委 員 会

- 告示第9号 公印の新調及び廃止 ……………17

公 営 企 業

- 公告第8号 宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更 ……………17

規 則

宇治市後期高齢者医療半日人間ドック受診補助金交付規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第39号

宇治市後期高齢者医療半日人間ドック受診補助金交付規則

（目的）

第1条 この規則は、被保険者が人間ドックを受診しようとする場合に、これに要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、被保険者の疾病の早期の発見及び健康の維持を図るとともに、被保険者の健康の管理に対する自覚を深めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「被保険者」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条又は第55条（同法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する後期高齢者医療の被保険者及び補助金を受けようとする年度に同法第50条に規定する被保険者の資格を取得する者であつて、本市の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第10条第1項第4号に規定する被保険者証の番号が記載されている被保険者証が交付されているものをいう。

（対象となる人間ドック）

第3条 補助金の交付の対象となる人間ドックは、所要日数が半日で、外来によるものとする。

（取扱医療機関）

第4条 人間ドックは、市長が別に定める医療機関（以下「取扱医療機関」という。）が行うものとする。

（対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、人間ドックの受診時において被保険者である者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
- (2) 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
- (3) 補助金を受けようとする年度において、既に宇治市国民健康保険半日人間ドック及び脳ドック受診補助金交付規則（昭和55年宇治市規則第37号）の規定に基づく人間ドックの受診に係る補助金の交付を受けた者
- (4) 補助金を受けようとする年度において、既に市長が別に定めるものに基づく健康診査又は特定健康診査を受診した者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付を受けることが適当でないと市長が認める者

（補助の範囲）

第6条 市長は、人間ドックの受診に要する費用の額の7割の範囲内で毎年度1回につき補助金を交付するものとする。

（申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする対象者は、あらかじめ市長が定める期間に市長が別に定める様式により市長に申請しなければならない。

（交付の決定及び利用券の交付）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定する。

2 前条の規定による申請をした者の数が補助金の交付を決定する

予定者の数を超える場合においては、抽選により補助金の交付の可否を決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の交付を決定した者（以下「利用者」という。）に対し、市長が別に定める利用券（以下「利用券」という。）を交付する。

（中止の届出）

第9条 利用者は、人間ドックの受診を中止しようとするときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（支払の手続）

第10条 取扱医療機関において人間ドックを受診する利用者は、当該受診をする際に、当該取扱医療機関に利用券を提出し、当該受診に要する費用のうち補助金相当額を除く額を当該取扱医療機関に支払わなければならない。

2 前項の場合において、市長は、利用者への補助金の交付に代えて、取扱医療機関からの請求及び次条の規定による提出により補助金相当額を当該取扱医療機関に支払うものとする。

（検査成績表の提出）

第11条 取扱医療機関は、利用者が人間ドックを受診した場合は、当該利用者の人間ドックの結果（以下「検査成績表」という。）又はその写しを市長に提出しなければならない。

（譲渡及び担保の禁止）

第12条 この規則による補助金の交付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（健康の管理）

第13条 人間ドックを受診した者は、取扱医療機関の検査成績表による医師の指導を尊重し、自ら積極的に健康の管理に努めなければならない。

（補助金の返還）

第14条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者から補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽又は不正な申請により人間ドックを受診した者
 - (2) この規則の規定及び取扱医療機関の指示に違反した者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が返還させる理由があると認める者
- （調査等）

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要があると認めるときは、文書の提出若しくは説明を求め、又は必要な指示をすることができる。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市国民健康保険半日人間ドック及び脳ドック受診補助金交付規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第40号

宇治市国民健康保険半日人間ドック及び脳ドック受診補助金交付規則の一部を改正する規則

宇治市国民健康保険半日人間ドック及び脳ドック受診補助金交付規則（昭和55年宇治市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「による総合健康診断を受けようとする場合、それ」を「（以下「人間ドック等」という。）を受診しようとする場合に、これら」に、「疾病予防および早期治療」を「疾病の早期の発見及び健康の維持」に、「健康管理」を「被保険者の健康の管理」に改める。

第2条の見出し中「種類」を「人間ドック等」に改め、同条中「人間ドック又は脳ドックによる総合健康診断（以下「健診」という。）」を「人間ドック等」に改める。

第3条中「宇治市」を「人間ドック等」に、「適当と認める」を「別に定める」に、「に委託して、健診を行う」を「が行う」に改める。

第4条を次のように改める。

（対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、人間ドック等の受診時において35歳以上であつて、引き続き1年以上被保険者である者とする。ただし、次の各号（人間ドックにあつては第5号及び第6号、脳ドックにあつては第4号を除く。）のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
- (2) 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
- (3) 妊娠している者
- (4) 補助金を受けようとする年度において、既に特定健康診査を受診した者
- (5) 心臓ペースメーカーを装着している者
- (6) 補助金を受けようとする年度の前年度において、この規則に基づく脳ドックの受診に係る補助金の交付を受けた者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付を受けることが適当でないと市長が認める者

第5条中「健診」を「人間ドック等の受診」に、「補助金」を「毎年度1回につき補助金」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

（申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者は、あらかじめ市長が定める期間に市長が別に定める様式により市長に申請しなければならない。

（交付の決定及び利用券の交付）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定する。

2 前条の規定による申請をした者の数が補助金の交付を決定する予定者の数を超える場合においては、抽選により補助金の交付の可否を決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の交付を決定した者（以下「利用者」という。）に対し、市長が別に定める利用券（以下「利用券」という。）を交付する。

第8条の見出しを「（中止の届出）」に改め、同条中「が、健診」を「は、人間ドック等の受診」に改める。

第9条の見出しを「（支払の手续）」に改め、同条第1項中「利用者は、健診の際、利用券を添えて、健診」を「取扱医療機関において人間ドック等を受診する利用者は、当該受診をする際に、当該取扱医療機関に利用券を提出し、当該受診」に改め、同条第2項中「市長」を「前項の場合において、市長」に、「受診の報告及び請求に基づき、補助金相当額を」を「請求及び次条の規定による提出により補助金相当額を当該」に改める。

第14条を第15条とし、第13条中「と認めた場合」を「があるとき」に改め、同条を第14条とし、第12条各号列記

以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「認めた」を「認める」に改め、同条第1号中「健診」を「人間ドック等」に改め、同条第3号中「その他市長」を「前2号に掲げる者のほか、市長」に、「認めた」を「認める」に改め、同条を第13条とし、第11条の見出しを「（健康の管理）」に改め、同条中「健診を受けた」を「人間ドック等を受診した」に、「基づく」を「よる」に、「健康管理」を「健康の管理」に改め、同条を第12条とし、第10条の見出しを「（譲渡及び担保の禁止）」に改め、同条中「譲渡し」を「これを譲渡し」に改め、第9条の次に次の1条を加える。

（検査成績表の提出）

第10条 取扱医療機関は、利用者が人間ドック等を受診した場合は、当該利用者の人間ドック等の結果（以下「検査成績表」という。）又はその写しを市長に提出しなければならない。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市国民健康保険の被保険者に対する半日人間ドック及び脳ドック受診補助金の交付に関する規則の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度分までの補助金については、なお従前の例による。

（揭示済）

公 告

宇治市公告第14号

神明小学校ライフライン改修他建築工事に係る条件付一般競争入札について

神明小学校ライフライン改修他建築工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成30年5月11日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 神明小学校ライフライン改修他建築工事
- (2) 工事場所 宇治市神明石塚3番地
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

・建物概要規模構造 鉄筋コンクリート造 3階建て

建築面積 3,026.64㎡

延床面積 5,899.62㎡

・ライフライン改修に伴う建築工事

一式

設備機器及び配管改修に伴う内部改修

外構工事（側溝改修・構内舗装）

受水槽基礎

・便所改修に伴う建築工事

一式

A・B・C棟校舎便所（1～3階）

・公共下水道接続に伴う建築工事

一式

単独処理浄化槽解体撤去（380人槽）

合併処理浄化槽解体撤去（30人槽）

・上記に伴う解体撤去処分

一式

(4) 工 種 建築一式工事

(5) 工事期間 契約日から平成31年2月28日まで 260日間

(6) そ の 他 「神明小学校ライフライン改修他建築工事」、「神明小学校ライフライン改修他機械工事」及び「神明小学校ライフライン改修他電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができ、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値における建築一式の総合評価値（P）が800点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 配置予定監理技術者調書

② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成30年5月11日 午前9時から

平成30年5月17日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成30年5月11日 午前9時から

平成30年5月17日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、平成30年5月29日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

(2) 配布期間

平成30年5月11日 午前9時から

平成30年6月6日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

平成30年5月11日 午前9時から

平成30年5月30日 正午まで

(4) 回答

回答については、平成30年6月1日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

平成30年6月5日 午前9時から午後6時まで

平成30年6月6日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成30年6月7日 午前9時15分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、134,028,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、110,766,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第15号

神明小学校ライフライン改修他機械工事に係る条件付一般競争入札について

神明小学校ライフライン改修他機械工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成30年5月11日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

（1）工 事 名 神明小学校ライフライン改修他機械工事

（2）工事場所 宇治市神明石塚32番地

（3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

・建物概要

規模構造 鉄筋コンクリート造 3階建て

建築面積 3,026.64㎡

延床面積 5,899.62㎡

・ライフライン改修に伴う機械工事

一式

設備機器改修（受水槽、消火水槽、揚水ポンプ、消火ポンプ、屋内消火栓及び給湯器）

配管改修（給水管、給湯管、消火管、排水管及びガス管）

・便所改修に伴う機械工事

一式

A・B・C棟校舎便所（1～3階）

・公共下水道接続に伴う機械工事

一式

排水設備改修（汚水管、雑排水管及び会所糞）

・上記に伴う解体撤去処分

一式

（4）工 種 管工事

（5）工事期間 契約日から平成31年2月28日まで 260日間

（6）そ の 他 「神明小学校ライフライン改修他建築工事」、「神明小学校ライフライン改修他機械工事」及び「神明小学校ライフライン改修他電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（2）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（3）4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（5）宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

（6）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の

許可を管工事業について受けている単体企業であること。

（7）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定通知における管の総合評定値（P）が750点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。

（8）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

（9）以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

（10）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

（11）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

（1）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（2）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 配置予定監理技術者調書

② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

（3）提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

（1）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成30年5月11日 午前9時から

平成30年5月17日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（2）確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成30年5月11日 午前9時から

平成30年5月17日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、平成30年5月29日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（開庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

(2) 配布期間

平成30年5月11日 午前9時から

平成30年6月6日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

平成30年5月11日 午前9時から

平成30年5月30日 正午まで

(4) 回答

回答については、平成30年6月1日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

平成30年6月5日 午前9時から午後6時まで

平成30年6月6日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成30年6月7日 午前9時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、135,216,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。なお、最低基準価格は、112,476,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1 から 19 までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1 から 19 までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶 3 番地
電話番号 0774-20-8716
FAX 番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第 16 号

菟道第二小学校ライフライン改修他建築工事に係る条件付一般競争入札について

菟道第二小学校ライフライン改修他建築工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成 30 年 5 月 11 日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 菟道第二小学校ライフライン改修他建築工事
- (2) 工事場所 宇治市宇治琵琶 6 3 番地の 3
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。
- ・建物概要
 - 規模構造 鉄筋コンクリート造 4 階建て
 - 建築面積 2,482.47㎡
 - 延床面積 6,058.77㎡
 - ・ライフライン改修に伴う建築工事 一式
 - 設備機器及び配管改修に伴う内部改修
 - 外構工事
 - 受水槽基礎
 - ・便所改修に伴う建築工事 一式
 - 校舎児童便所（1～4 階）
 - 校舎職員便所
 - プール便所
 - 給食室便所
 - ・上記改修に伴う仮設便所新設及び撤去 一式
 - ・公共下水道接続に伴う建築工事 一式
 - 合併処理浄化槽解体撤去（440 人槽）

・上記改修に伴う解体撤去処分 一式

(4) 工 種 建築一式工事

(5) 工事期間 契約日から平成 31 年 1 月 7 日まで 208 日間

(6) そ の 他 「菟道第二小学校ライフライン改修他建築工事」、「菟道第二小学校ライフライン改修他機械工事」及び「菟道第二小学校ライフライン改修他電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4 (2) ③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成 25 年宇治市条例第 43 号）第 2 条第 4 号の暴力団員等又は同条第 5 号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価通知における建築一式の総合評価値（P）が 800 点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に 3 か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に 3 か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加

資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（2）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書
（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

（3）提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

（1）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成30年5月11日 午前9時から

平成30年5月17日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（2）確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成30年5月11日 午前9時から

平成30年5月17日 午後2時まで

（3）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、平成30年5月29日に電子入札システムにより通知する。 ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

（4）その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

（1）入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

（2）配布期間

平成30年5月11日 午前9時から

平成30年6月6日 午後2時まで

6 設計図書に関する質疑回答

（1）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

（2）提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

（3）質疑の受付期間

平成30年5月11日 午前9時から

平成30年5月30日 正午まで

（4）回答

回答については、平成30年6月1日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

平成30年6月5日 午前9時から午後6時まで

平成30年6月6日 午前9時から午後2時まで

（2）開札日時

平成30年6月7日 午前9時45分

8 入札書の提出方法

（1）電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

（2）紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

（1）本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

（2）その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1 1 予定価格

本件の予定価格は、131,760,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

1 2 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。
なお、最低基準価格は、108,887,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

1 3 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1 4 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

1 5 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

1 6 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

1 7 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

1 8 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

1 9 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第17号

菟道第二小学校ライフライン改修他機械工事に係る条件付一般競争入札に

ついて

菟道第二小学校ライフライン改修他機械工事に、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成30年5月11日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 菟道第二小学校ライフライン改修他機械工事

(2) 工事場所 宇治市宇治琵琶63番地の3

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

・建物概要

規模構造 鉄筋コンクリート造 4階建て

建築面積 2,482.47㎡

延床面積 6,058.77㎡

・ライフライン改修に伴う機械工事

一式

設備機器改修（受水槽、消火水槽、加圧給水ポンプ、消火ポンプ及び屋内消火栓）

配管改修（給水管、消火管及び排水管）

・便所改修に伴う機械工事

一式

校舎児童便所（1～4階）

校舎職員便所

プール便所

給食室便所

・公共下水道接続に伴う機械工事

一式

排水設備改修（污水管、雑排水管及び会所併）

・上記改修に伴う解体撤去処分

一式

(4) 工 種 管工事

(5) 工事期間 契約日から平成31年1月7日まで 208日間

(6) そ の 他 「菟道第二小学校ライフライン改修他建築工事」、「菟道第二小学校ライフライン改修他機械工事」及び「菟道第二小学校ライフライン改修他電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一人札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続